

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度第5回弘前市子ども・子育て会議
開 催 年 月 日	平成27年 3月19日 (木)
開 始 ・ 終 了 時 刻	14時00分 から 15時00分まで
開 催 場 所	ヒロロ 4階 弘前市民文化交流館ホール
議 長 等 の 氏 名	佐藤 三三
出 席 者	佐藤 三三 会長 小島 康司 副会長 藤田 俊彦 委員 鈴木 鉦一朗 委員 井澤 優子 委員 前田 英規 委員 外川 きさ 委員 鈴木 佳織 委員 清宮 絵里子 委員 斎藤 めぐみ 委員 健康福祉部理事 花田 昇
欠 席 者	大森 幸子 委員 宮野 良子 委員 健康福祉部長 福田 剛志委員 教育部長 柴田 幸博委員
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	子育て支援課 課 長 後藤 千登世 課長補佐 石田 剛 児童育成係長 間山 博樹 総括主査 清野 悟
会 議 の 議 題	(1) 特定教育・保育施設の利用定員について (2) 弘前市子ども・子育て支援事業計画 (案) について
会 議 結 果	事務局案で委員の了承を得る。
会 議 資 料 の 名 称	資料1 特定教育・保育施設の利用定員について 資料2 弘前市子ども・子育て支援事業計画 (案) 当日配布 弘前市子ども・子育て支援事業計画 (素案) に対する意見及び回答

会 議 内 容

( 発 言 者 、  
発 言 内 容 、  
審 議 経 過 、  
結 論 等 )

- 1 開会
- 2 案件
- 3 閉会

**案件 1 特定教育・保育施設の利用定員について**

事務局より資料1に沿って説明

**【議長】**

理解を深めるため、提案理由をもう一度聞きたい。

**【事務局】**

つまり、この下限の設定次第で保育所に入所できる人、できない人が変わってくる。最低ラインを上げれば、これまで入所できていた人ができなくなる。逆に低く設定すれば入りやすくなる。事務局案としては一番低く設定したので入りづらくなるということではない。

**【議長】**

短時間認定については48～64時間の間で市が定めるために今、議論するということですね。

これは両親合わせての時間となるのか。

**【事務局】**

片方がフルタイムだとしても、もう一方が短時間の就労だったとすれば、短時間認定になる可能性がある。

**【議長】**

市としては、一番下の48時間と設定したい。一番緩やかな基準でということか。

**【事務局】**

決して一番基準が低くなるからという理由ではなく、現状の基準とニーズ調査結果の内容を根拠として48時間としたものである。

参考までに青森市では現行の基準と市の就労実態から60時間と設定。弘前市はこれまで月15日、1日4時間という基準はあるが、週の勤務日数が3日の場合であっても入所を認めて

いた経緯がある。なお、八戸市は現行基準で64時間と聞いている。

**【委員】**

優先利用にあるひとり親家庭や虐待も標準時間や短時間に区分されるのか。

**【事務局】**

この資料には説明は載せていなかったが、保育の必要性の事由によって標準時間のみのものもある。

**【委員】**

ひとり親家庭は。

**【事務局】**

ひとり親家庭は、例えば就労時間が短いのであれば、当然に短時間認定になる。

**【委員】**

48時間に異論はないが、短時間認定の方が利用する場合、8時間を超えた部分は延長保育となっているが、園との契約の仕方で週の中で調整できるのか。

**【事務局】**

確か国のQ&Aによれば、短時間は何時から何時までと施設で設定し、はみ出た部分が延長保育になる。人によって延長保育時間がずれるということはないはず。

**【委員】**

利用者のニーズに合わせて園が柔軟に対応していくのか、もしくは必ず延長時間を利用するような契約の仕方を促すのか、短時間についてはどうしていくべきか迷いがある。

もし、例えば、短時間認定の時間帯を何時から何時であると子育て支援課で利用者に説明したうえで園に来るといのであれば、必ず園には延長をどのくらい必要とするかを教える必要があると思う。

もちろん、利用者によっては就労時間がそれくらいなのであれば、延長の必要は全くないとも言えるが。

**【事務局】**

確かに様々な問題はあるかと思う。

**【委員】**

今、既に入所している人たちはどうなるのか。

**【事務局】**

経過措置で短時間になる人でも標準時間で認定できるように選べるようになっていたかと思う。標準時間と短時間で保育料も変わる。

**【委員】**

どちらでも選べるとすれば、選ぶための金額もその場で示す必要があると思うし、短時間認定になれば、園によって延長保育がいくらかかるかの説明も必要になるかと思う。

**【事務局】**

既に入所している人であれば、延長保育料がいくらかかるかはすぐわかると思う。

一応、今でも延長保育の料金を表にし、聞かれれば答えている。

**【委員】**

今までの延長保育とは違う体制を園が準備する必要になると思う。一時保育の料金設定になるのかもしれないし、また、保護者にも説明が必要になっていくと思う。

**【議長】**

様々な意見が出たが、他になければ下限について48時間という事務局案でよろしいか。

<委員了承>

**案件2 弘前市子ども・子育て支援事業計画（案）について**

事務局から資料2及び当日配布資料に沿って説明

**【委員】**

資料4 ページ「子ども心身の状況の把握」に関連することだ

が、認定こども園での障がいのある子どもの受け入れ態勢についてはどのようになるか教えてほしい。

**【事務局】**

現在でも、保護者からの要望があって、園で受け入れ可能であれば入所可能である。その際は障がい児保育ということで人件費の一部を補助している。障がいの種類や程度など様々なので、必ずということではなく、各園で可能な範囲で受け入れしている。

**【委員】**

資料2 ページ「定員の遵守」についてだが、矛盾が生じないように、「その他やむを得ない事情」を明確にした方がいいのでは。

**【事務局】**

柔軟な対応をするための表現である。細かい部分については運用で定めていくことになる。

**【委員】**

現実に上の子と同じ施設に入所できず、他の施設に入所しながら何年も待ったというケースもある。定員 100%にこだわるあまり、新制度になったことで不便が生じないようにしてほしい。

**【議長】**

では、他になれば案件3を終了する。

<委員了承>

その他必要事項

会議は公開